

引き上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障４経費その他の
社会保障施策に要する経費（一般会計）

（単位 千円）

項 目 名		経 費	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国支出金	その他		（うち引き上げ分の地方消費税充当分）
社会福祉	障害者福祉	9,283,541	289,337	167,634	8,826,570	
	高齢者福祉	3,714,524	690,310	1,090,162	1,934,052	(994,083)
	児童福祉	17,385,436	2,844,869	206,815	14,333,752	(4,648,022)
	母子福祉	90,525	39,527	4,903	46,095	
	生活保護	5,436,635	3,902,798	17,274	1,516,563	(13,538)
	小計	35,910,661	7,766,841	1,486,788	26,657,032	(5,655,643)
社会保険	介護保険	17,935,526	9,541	0	17,925,985	(4,080,700)
	国民健康保険	12,608,440	0	0	12,608,440	(1,221,214)
	後期高齢者医療	19,997,000	0	0	19,997,000	(5,128,092)
	小計	50,540,966	9,541	0	50,531,425	(10,430,006)
保健衛生	医療	8,778,064	2,788,922	42,543	5,946,599	
	病院	21,434,206	0	13,282,744	8,151,462	
	疾病予防対策	245,336	113,916	9,770	121,650	
	医療提供体制確保	2,408,735	670,688	693,738	1,044,309	(223,351)
	小計	32,866,341	3,573,526	14,028,795	15,264,020	(223,351)
合 計		119,317,968	11,349,908	15,515,583	92,452,477	(16,309,000)

（注）「社会福祉」とは「生計の困難な者や心身に障害のある者に対して必要な援助を行う等国民の生存権を確保することによって、国民生活の内容を豊かならしめること」を意味し、具体的には、生活保護・児童福祉・母子福祉・高齢者福祉・障害者福祉（身体障害者福祉・知的障害者福祉・精神障害者福祉）である。

「社会保険」とは、「保険的方法によって行う社会保障を行う制度の総称」であるが、法令に基づき実施される「強制保険」的な制度を意味し、具体的には、国民健康保険・介護保険・年金などである。

「保健衛生」とは、「国民の健康を保つための施策」を意味し、具体的には、医療に係る施策・感染症その他の疾病の予防対策・健康増進対策などである。

また、項目の「引き上げ分の地方消費税」は、厚生労働省が示している「社会保障の充実」及び「消費税率引上げに伴う社会保障４経費の増」に要する経費に優先して充当したうえで、一般財源の増加額（平成25年度比）に応じてあん分して充当している。